

第3節 警戒体制

1 夏期消防特別警戒

流動人口の増加に伴って発生が予想される火災及び救急・救助事故等の増加に対処するため、予防査察を強化するとともに交通事故及び道路の混雑状況等を勘案し、円滑な消防、救急・救助活動が推進できるよう別途計画により夏期消防特別警戒を実施するものとする。

2 歳末火災特別警戒

冬期の湿度低下と火気使用の増加及び年末における人心の動揺がもたらす火災の多発に備え、火災予防に対する注意力の喚起を図るとともに災害が発生した場合の早期鎮圧を図るため、別途計画により歳末火災特別警戒を実施するものとする。

3 その他特別警戒

異常湧水時、広域断水時、その他特に消防の警戒を必要とする事象が生じたときは、別途計画により特別警戒を実施するものとする。